

有害使用済機器の保管等 に関する届出の手引

平成30年6月

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

目 次

1	規制の概要	1
2	保管・処分の基準	3
3	維持管理	6
4	届出手続	7
	（1）保管等	
	（2）変更	
	（3）廃止	
	（4）提出先・提出部数	
5	記入例	9
	（1）保管等	
	（2）変更	
	（3）廃止	
6	届出書の提出先	19

有害使用済機器の規制に関する詳細（保管・処分の基準、帳簿の整備等）については、以下のページをご参照ください。

- ・ 有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（環境省）
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/used/guideline.pdf>
- ・ 有害使用済機器保管等届出制度（環境省）
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/used/index.html>

1 規制の概要

平成30年4月に施行された改正廃棄物処理法で、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする事業者（有害使用済機器保管等業者）は、都道府県知事等への届出、保管・処分の基準等の遵守が義務付けられました。

有害使用済機器とは：

「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの」と定義されています（対象品目は次頁のとおり）。

有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されています。そのため、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。

その上で廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

なお、取り扱っている機器が廃棄物と判断される場合、廃棄物処理法に基づく処理施設の設置許可や処理業（収集運搬業、処分業）の許可が必要となるのでご注意ください。

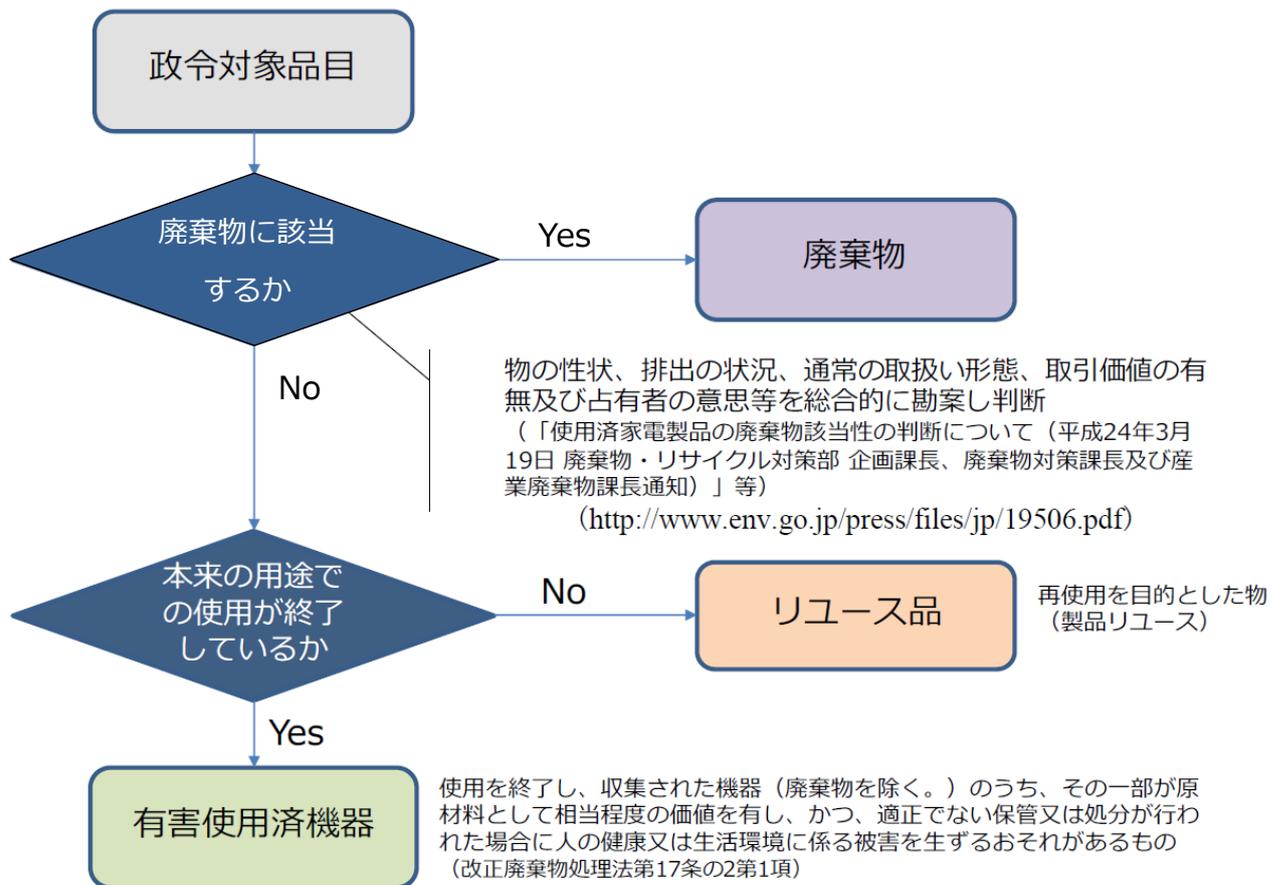


図1 有害使用済機器の該当性の判断のフロー
(環境省ガイドライン改変)

有害使用済機器 対象品目

(原則として、家庭用機器が対象だが、家庭用機器と判別不能な業務用機器も対象。)

1	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） （ロ）ブラウン管式のもの
5	電動ミシン
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
10	フィルムカメラ
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く。）
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く。）
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く。）
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
17	電気マッサージ器
18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く。）
24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
26	パーソナルコンピュータ
27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
29	電子書籍端末
30	電子時計及び電気時計
31	電子楽器及び電気楽器
32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

2 保管・処分の基準

有害使用済機器保管等業者は、廃棄物処理法第17条の2第2項の「保管及び処分に関する基準」に従い、保管及び処分を行う必要があります。この基準に適合しない保管や処分を行っている場合、行政処分の対象となります。以下、主な基準を示します。

(1) 保管基準

① 囲いの設置

みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、保管場所には囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。

また、囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合、囲いが倒れ、又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要があります。

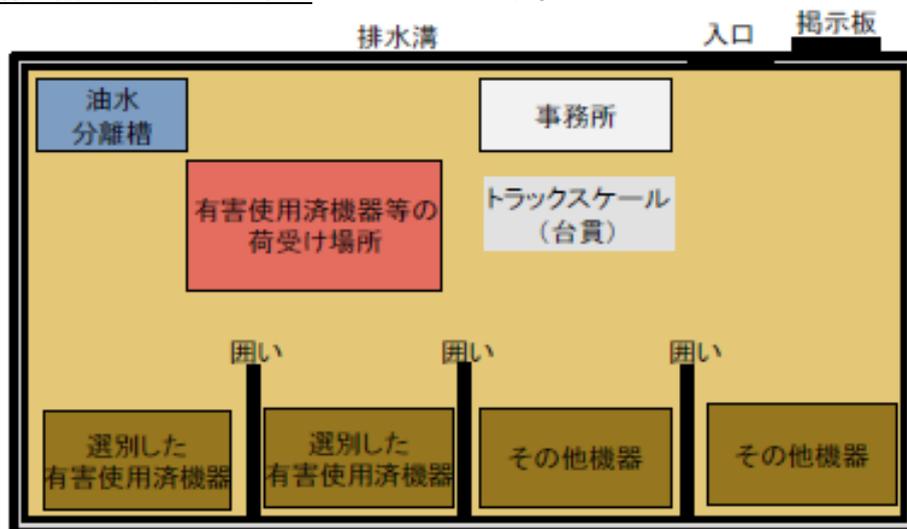


図2 保管場所のイメージ

② 掲示板の設置

外部から見やすい箇所に掲示板（縦横それぞれ60センチメートル以上）を設置する必要があります。

- ・有害使用済機器の保管等の場所である旨（処分、再生も行っている場合はその旨も追記）
- ・品目（数が多い場合は、代表的な取扱品目を3つ以上記載）
- ・管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ・最大の保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る）

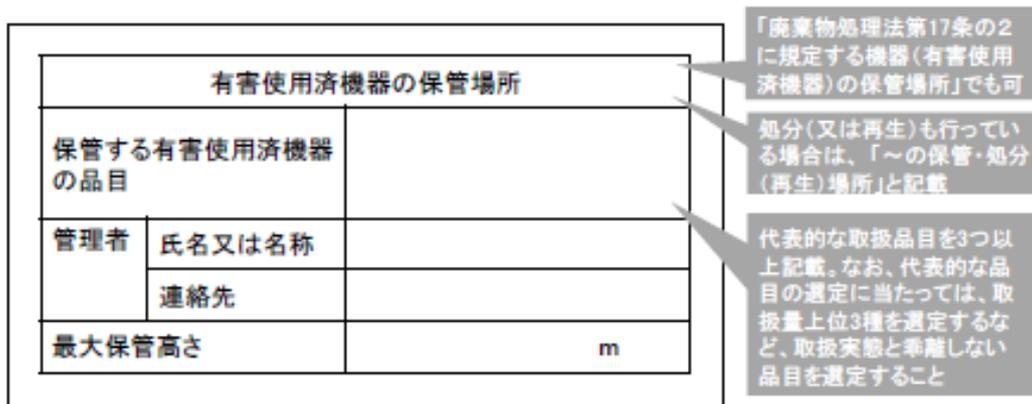
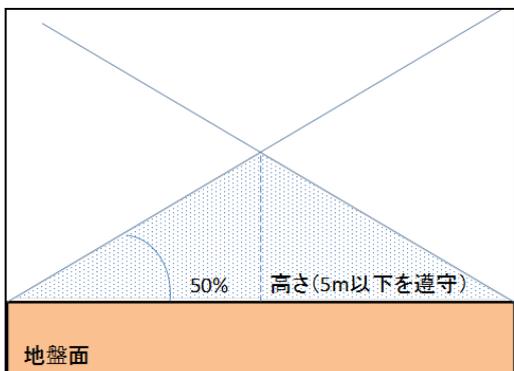


図3 掲示板

③保管高さ

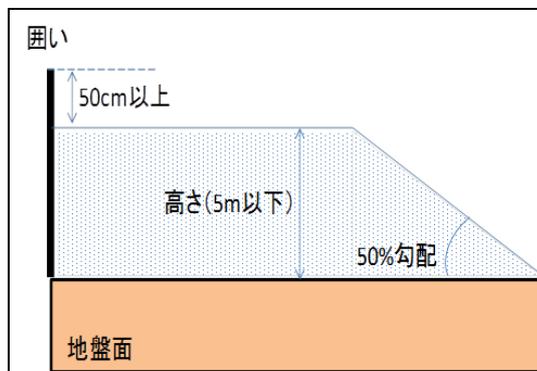
屋外で有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合、有害使用済機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要があります。

1 堅牢な囲いに接しない場合



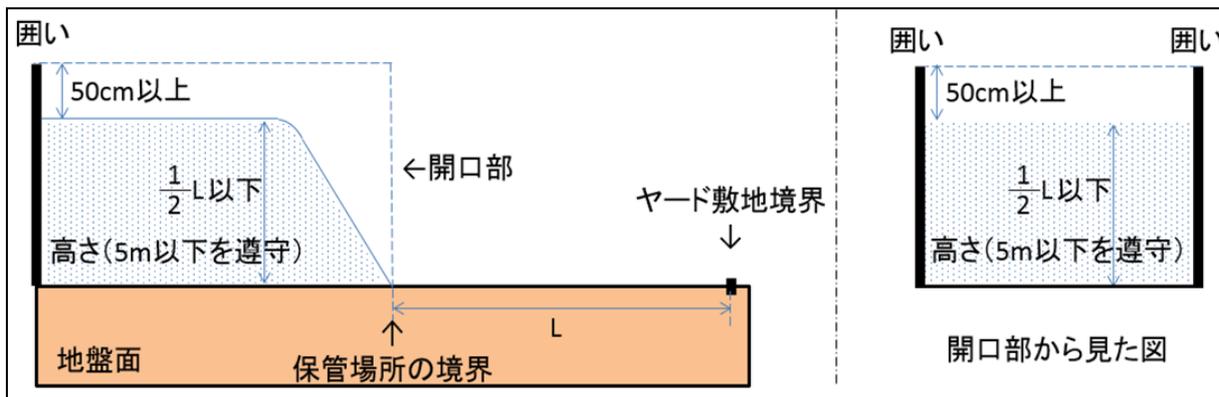
- ・ 水平面に対し 50%以下の勾配で保管する。
- ・ 最大保管高さは5mまで。

2 一方が堅牢な囲いに接する場合



- ・ 囲いに接する面について、壁の上辺から垂直に50cm下がった高さ、又は5mのうち低い方を最大高さとする。
- ・ 囲いに接していない面は50%以下の勾配で保管する。

3 三方が堅牢な囲いに接する場合



- ・ ①保管場所の境界から事業場（ヤード）の敷地の境界線までの半分の高さ②囲いに接する面は壁の上辺から垂直に50cm下がった高さ③5mのうち低い方を保管の最大高さとする。

図4 屋外で容器を用いない場合の保管

④土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器は内部に潤滑油等や有害物質を含むものがあります。

保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共水域や地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝等の設備を設ける必要があります。

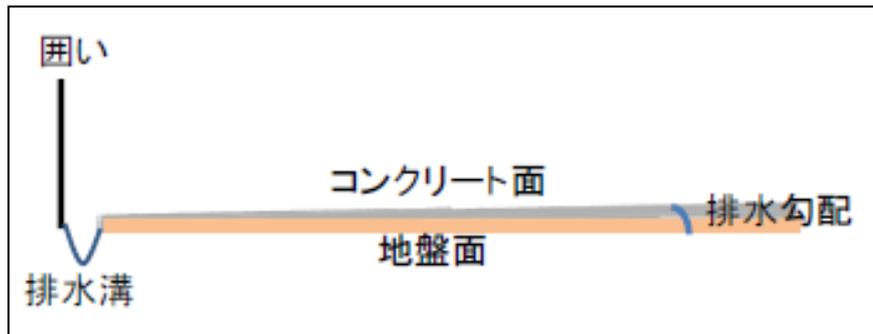


図5 排水勾配のイメージ

⑤火災・延焼防止

有害使用済機器の中には、電池や油など火災発生源となる可能性のあるものが含まれています。また、万が一火災が発生した際には、外装に使用されているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されています。

保管に当たっては、火災発生源の可能性のあるものの分別、保管高さを一定程度に制限する等の措置を講ずる必要があります。

- 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を200m²以下とすること。
- 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、2m以上とすること（当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。）。

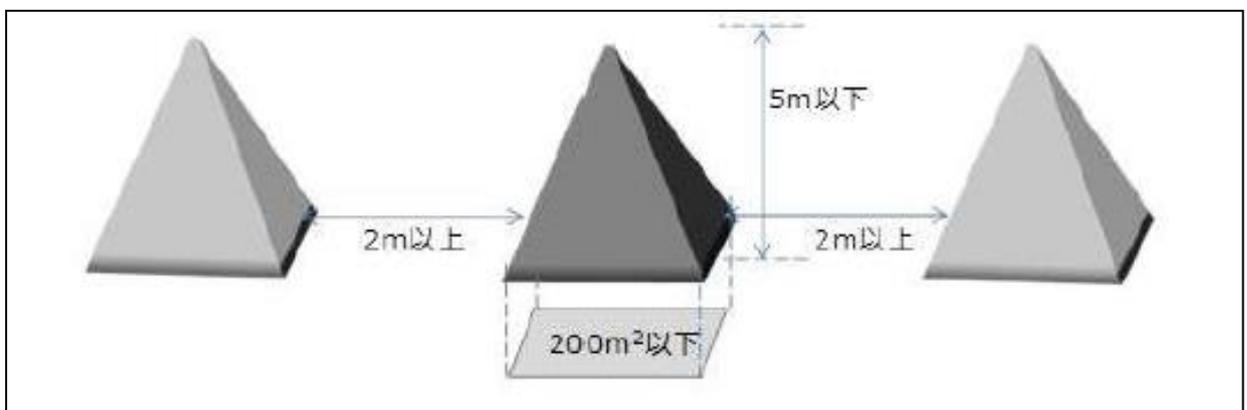


図6 離隔距離の基準

(2) 処分基準

①土壌・地下水汚染防止

有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝等の設備を設ける必要があります。

②騒音・振動等の防止

有害使用済機器の処分又は再生に伴う騒音や振動によって、周辺的生活環境上支障が生じないような措置を講ずる必要があります。

③火災・延焼防止

有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生する必要があります。

有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理する必要があります。

④特定家庭用機器に該当する品目の処分

特定家庭用機器（2ページの1から4に掲げる機器）が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合は、平成30年3月12日環境省告示第10号に定める方法で行うこと。

⑤禁止行為（処分方法）

有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されています。

3 維持管理

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に受入先等を帳簿に記録することが義務付けられています。帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保ることとされています。記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。

	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。 (選別、解体、破砕(切断)、圧縮等)
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジェーター」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

4 届出手続

(1) 保管等（記入例は9～16ページ参照）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする場合は、事業開始10日前までに届出が必要です。

ただし、法改正の施行日（平成30年4月1日）に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6か月の猶予期間が設けられており、平成30年10月1日までに届け出る必要があります。

他法令等（都市計画法、農地法、建築基準法等）により、土地利用が規制されている場合は、有害使用済機器の保管施設、処分施設等が適正に使用できるよう事前に必要な手続を行ってください。

○提出書類（詳細は後述の記入例及びチェック一覧表を参照）

本紙	有害使用済機器保管等届出書（様式第35号の2）	
別紙	別紙1	・事業計画の概要
	別紙2	・事業の用に供する施設の概要
	別紙3	<処分又は再生を業として行う場合> ・処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法
添付書類	1	・事業場付近の見取図（周辺図）
	2	・事業場の平面図（事業場の状況が分かる平面図（敷地内平面図））
	3	・施設、設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
	4	<有害使用済機器が保管施設の囲いに接する場合> ・囲いが構造耐力上安全であることを証する書面
	5	<処分又は再生施設を設置する場合> ・施設、設備の設計計算書（能力計算書）
	6	<処分又は再生施設の所有権を有しない場合> ・施設を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）
	7	<届出者が法人の場合> ・定款又は寄付行為
	8	<届出者が法人の場合> ・法人の登記事項証明書
	9	<届出者が個人の場合> ・住民票の写し
	10	<届出者が未成年者または成年被後見人若しくは被保佐人の場合> ・法定代理人の住民票の写し
	11	・土地の登記事項全部証明書
	12	<土地の所有権を有しない場合> ・土地を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）
	13	・土地の公図の写し
	14	・建物の登記事項全部証明書
	15	<建物の所有権を有しない場合> ・建物を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）

なお、以下の者は適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして、届出義務の適用が除外されています。

- ①法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれがないと考えられる者（廃棄物処理業者や家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の認定業者等のうち一部）
- ②行政機関
- ③有害使用済機器の保管の用に供する事業場の敷地面積が100㎡未満の場合
- ④本業に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

（２）変更（記入例は17ページ参照）

届出内容を変更しようとする場合、当該変更の10日前までに届出が必要です。

なお、定款又は寄付行為及び登記事項証明書、事業場及び施設の所有権を有することを証する書類、住民票の写しを添付する場合には、変更後速やかに届出してください。

○提出書類

有害使用済機器保管等変更届出書（様式第35号の3）

※ 変更事由に応じて、（1）保管等の添付書類を提出してください。

（３）廃止（記入例は18ページ参照）

有害使用済機器の保管又は処分の事業の一部または全部を廃止した場合には、廃止後10日以内に届出が必要です。

○提出書類

有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第35号の4）

（４）提出先・提出部数

①提出先

有害使用済機器の保管等を行う事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に提出してください（環境管理事務所の管轄は20ページ参照）。

提出に当たっては、事前に電話連絡をお願いします。

なお、事業場がさいたま市、川越市、川口市及び越谷市の場合は、各市の担当課にお問い合わせください。

②提出部数

1部（控えが必要な場合は2部）

③様式

埼玉県産業廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/yuugaishiyouzumikiki.html>)

5 記入例

(1) 保管等

様式第三十五号の二 (第十三条の三関係)

(第1面)

有害使用済機器保管等届出書

届出年月日を記載
(事業開始10日前までに届出。既存事業者は猶予期間あり。)

2018年 4月30日

届出先の環境管理事務所名を記載 (P. 19 参照)

(宛先)
〇〇環境管理事務所長

- ・ 法人 (企業、団体等) の場合 : 登記上の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印
- ・ 個人の場合 : 氏名を記載し、個人印を押印
- ・ 電話番号を記載

届出者

住所 埼玉県〇〇市△△1-1-1
株式会社 ××
氏名 代表取締役 埼玉 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載)
電話番号 048-***-****

代表者印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類を提出する。

取り扱う品目を記載
(対象品目 (P. 2) 参照)

事業の範囲 (取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)

有害使用済機器の品目 :
電動工具、電気掃除機、扇風機、デジタルカメラ、ゲーム機

いずれかを ○ で囲ってください。

処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分 (再生を含む)

事務所及び事業場の所在地等

事務所 株式会社×× 電話番号 048-***-****
埼玉県〇〇市△△1-1-1
事業場 株式会社×× △△事業場 電話番号 048-***-****
埼玉県〇〇市△△1番1、1番2 計2筆
面積 600.50㎡

保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ (それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)

別紙2のとおり

土地の全部事項証明書のとおり記載してください。

処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目

別紙2のとおり

「別紙2のとおり」と記載し、内容は別紙2に記載してください。

事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

別紙2のとおり

※事務処理欄

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
(かぶしがいしゃ ××××) 株式会社 ×× ××	埼玉県さいたま市浦和区〇〇1-1-1	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1 事業の全体計画（変更届出提出時には変更部分を明確にして記載すること）

※有害使用済機器の発生から保管、処分の流れを記載してください。

- ・事業者から排出される電動工具、電気掃除機、扇風機、一般家庭から引き取ったデジタルカメラ、ゲーム機を事業場内で分別した上で保管する。
- ・電動工具、電気掃除機、扇風機については、手解体した後、一部を破砕施設で破砕する。
- ・保管及び処分の実施に当たっては、廃棄物処理法の処理基準を遵守する。
- ・手解体、破砕処分後、売却できないものは廃棄物処理法に基づき産業廃棄物として適正に処分する。

2 取扱品目

※取扱品目が多い場合は本紙を用いて2枚目以降を作成してください。

(1) 受入

	有害使用済機器の 取扱品目	受入予定量 (t/月又はm ³ /月)	予定受入元事業者 (予定受入元事業場の名称 及び所在地)	保管場所	処理方法 (処分又は再生を行う 場合にはその方法)
1	デジタルカメラ	0.01 t / 月	一般家庭	保管場所②	—
2	ゲーム機	0.01 t / 月	一般家庭	保管場所②	—
3	電動工具	1.0 t / 月	株式会社〇〇 〇〇市××1-1-1	保管場所①	破砕
4	電気掃除機	0.3 t / 月	株式会社〇〇 〇〇市××2-2-2	保管場所①	破砕
5	扇風機	0.2 t / 月	株式会社〇〇 〇〇市××3-3-3	保管場所①	破砕

(2) 搬出

上記「(1) 受入」で記載した有害使用済機器のうち「保管（手解体を含む）のみ行うもの」について記載してください。処分又は再生まで行う有害使用済機器については、別紙3に記載してください。

	品目	発生予定量 (t/月又はm ³ /月)	取引方法並びに 取引先の名称及び所在地	
1	デジタルカメラ	0.01 t / 月	売却	株式会社××商会 〇〇県〇〇市4-4-4
2	ゲーム機	0.01 t / 月	売却	株式会社××商事 〇〇県〇〇市5-5-5
3	電池類	0.001 t / 月	処理委託	株式会社××センター 〇〇県〇〇市6-6-6
4				
5				

事業の用に供する施設の概要

1 保管施設

※保管施設が3施設以上ある場合は本紙を用いて2枚目以降を作成してください。

※別途次の書類を添付してください。

①保管施設付近の見取図 ②施設、設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図

③（有害使用済機器が保管施設の囲いに接する場合）囲いが構造耐力上安全であることを証する書面

保管施設①		
事業場の所在地	埼玉県〇〇市△△1番1、1番2 計2筆	
取り扱う有害使用済機器の品目	電動工具、電気掃除機、扇風機	
保管面積 (m ²)	50.0m ²	
最大の保管高さ (m)	3.0m	
保管方法等	屋内外	<input type="checkbox"/> 屋内 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外
	床面の状況	鉄筋コンクリート舗装
	保管場所ごとの囲い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	事業場（敷地周囲）の囲い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	容器使用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 直置 <input type="checkbox"/> 容器（容器の名称： ）
	有害使用済機器と囲いの関係	<input checked="" type="checkbox"/> 接する <input type="checkbox"/> 接しない ※接するにチェックをした場合は、有害使用済機器に対して当該囲いが構造耐力上安全であることを証する書面を添付してください。
	汚水発生の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、公共用水域及び地下水汚染防止対策を記載してください。 ・床面を鉄筋コンクリートで舗装する。 ・油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設ける。
環境対策、火災・延焼防止対策等	・終業時には保管場所を整理・整頓する。 ・低騒音型の重機を使用する。 ・電池類が含まれるものは速やかに取り外し分別して保管する。	

保管施設②		
事業場の所在地	埼玉県〇〇市△△1番1、1番2 計2筆	
取り扱う有害使用済機器の品目	デジタルカメラ、ゲーム機	
保管面積 (m ²)	30.0m ²	
最大の保管高さ (m)	1.0m	
保管方法等	屋内外	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
	床面の状況	鉄筋コンクリート舗装
	保管場所ごとの囲い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	事業場（敷地周囲）の囲い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	容器使用の有無	<input type="checkbox"/> 直置 <input checked="" type="checkbox"/> 容器（容器の名称：樹脂製ケース）
	有害使用済機器と囲いの関係	<input type="checkbox"/> 接する <input checked="" type="checkbox"/> 接しない ※接するにチェックをした場合は、有害使用済機器に対して当該囲いが構造耐力上安全であることを証する書面を添付してください。
	汚水発生の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、公共用水域及び地下水汚染防止対策を記載してください。
環境対策、火災・延焼防止対策等	・床面には白線を引く。 ・終業時には保管場所を整理・整頓する。 ・電池類が含まれるものは速やかに取り外し分別して保管する。	

2 処分又は再生施設

※処分又は再生施設が3施設以上ある場合は本紙を用いて2枚目以降を作成してください。

※別途次の書類を添付してください。

- ① 処分又は再生施設付近の見取図
- ② 施設、設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図
- ③ 施設、設備の設計計算書（能力計算書）
- ④（施設の所有権が他社の場合）施設の使用権原を有する書類

処分（再生）施設①	
事業場の所在地	埼玉県〇〇市△△1番1、1番2 計2筆
取り扱う有害使用済機器の品目	電動工具、電気掃除機、扇風機
施設の種類 (メーカー・型式)	破碎施設（〇〇社製 DPX-2000）
施設の処理方式、構造及び設備の概要	二軸せん断方式 構造、設備は別添図面のとおり
処理能力	金属くず 3.0 t/日（8時間） 廃プラスチック類 1.5 t/日（8時間）
設置年月日	2013年10月1日
施設の所有権	<input checked="" type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 他者 ※施設の所有権が他者の場合は、使用権原を有する書類を添付してください。
設置場所の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
汚水の発生の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、公共用水域及び地下水汚染防止対策を記載してください。
床面の状況	鉄筋コンクリート舗装
環境、火災・延焼防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設投入前に電池類等、処分に適さないものは取り外す。 ・破碎施設には防振ゴムを設置する。 ・破碎施設の周囲には防音パネルを設置する ・破碎施設には炎検知による自動消火装置を設置する。

処分（再生）施設②	
事業場の所在地	
取り扱う有害使用済機器の品目	
施設の種類 (メーカー・型式)	
施設の処理方式、構造及び設備の概要	
処理能力	
設置年月日	
施設の所有権	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 他者 ※施設の所有権が他者の場合は、使用権原を有する書類を添付してください。
設置場所の状況	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外
汚水の発生の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、公共用水域及び地下水汚染防止対策を記載してください。
床面の状況	
環境、火災・延焼防止対策等	

別紙3（処分又は再生を業として行う場合）

処分又は再生に伴って生じた
廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法

	処分又は再生によ って生じた廃棄物 又は再生品の種類	発生予定量 (t/月又はm ³ /月)	取引方法並びに 取引先の名称及び所在地		取引先での 処理方法又は利用方法
1	鉄	0.5 t / 月	売却	株式会社 × × 金属 〇〇県〇〇市 1-1-1	鉄鋼メーカーに売却
2	非鉄金属	0.4 t / 月	売却	株式会社 × × 商事 〇〇県〇〇市 2-2-2	精錬業者に売却
3	廃プラスチック類	0.3 t / 月	売却	株式会社 × × 樹脂 〇〇県〇〇市 3-3-3	樹脂原料
4	廃プラスチック類	0.3 t / 月	処理委託	株式会社 × × 環境 〇〇県〇〇市 4-4-4	中間処理（焼却）
5					
6					
7					
8					
9					
10					

添付書類及び提出前チェック一覧表

※ 添付書類 番号 1～15 について、事業場が複数ある場合は事業場ごとに作成してください。

※ 提出する添付書類は番号順に綴じてください。

提出前に各書類を確認して、提出する書類には✓を記載してください。該当ない書類は斜線を記載してください。

番号等	添付書類及び留意事項	提出前 チェック
別紙 1	事業計画の概要	
別紙 2	事業の用に供する施設の概要	
別紙 3	<処分又は再生を業として行う場合> 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法	
1	<p>■事業場付近の見取図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等をコピーする場合は事業場の位置を明確にしてください。 ・事業場周辺の道路、建物等の状況がわかる図面 	
2	<p>■事業場の平面図（事業場の状況が分かる平面図（敷地内平面図）） 次の事項（設置するもの）について明示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器の荷受場所 ・有害使用済機器の保管施設（不燃性の仕切りを設ける場合を除き、各保管施設間の離隔距離も記載） ・有害使用済機器の分別（選別）作業場所、手解体作業場所 ・有害使用済機器の手解体後、選別作業後、処分後の売却品や廃棄物の保管施設 ・処分施設 ・建物（上記が設置されている建物） ・事務所 ・計量器（トラックスケール） ・保管施設ごとの囲いの高さとその範囲 ・事業場周囲（敷地周囲）の囲いの高さとその範囲 ・床面の状況（舗装範囲） ・雨水・汚水の排水施設等（油水分離装置、排水溝、勾配、排水口の位置等） ・駐車場（事業場外の場合は記載不要） ・出入口 ・掲示板 <p>※方位、消火器、消火栓等も記載してください。</p>	
3	<p>■施設、設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管施設ごとに面積根拠、高さ、囲いの位置などを明示 ・保管施設ごとに保管形状を明示 ・保管容器の構造を図示（カタログ等も可） ・処理施設の構造を図示（破碎施設の場合、破碎刃の形状、刃の枚数等） ・建物の構造（開口部、主要寸法）を図示 ・油水分離装置、排水溝との接続状況、勾配を明示 ・環境対策、火災・延焼防止対策等に関する施設や設備に関する図面 	
4	<有害使用済機器が保管施設の囲いに接する場合> 囲いが構造耐力上安全であることを証する書面	
5	<p><処分又は再生施設を設置する場合></p> <p>■施設、設備の設計計算書（能力計算書） 次の事項が明記された書面、カタログ等を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機の能力 ・単位時間当たりの能力 	

6	<p><処分又は再生施設の所有権を有しない場合></p> <p>■施設を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）</p>	
7	<p><届出者が法人の場合></p> <p>■定款又は寄付行為</p> <p>・最新の定款の写しを添付してください。</p>	
8	<p><届出者が法人の場合></p> <p>■法人の登記事項証明書</p> <p>・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を添付してください。</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p>	
9	<p><届出者が個人の場合></p> <p>■住民票の写し</p> <p>・住民票抄本又は住民票謄本を添付してください。</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p> <p>・マイナンバーの記載のないものを添付してください。</p>	
10	<p><届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合></p> <p>■法定代理人の住民票の写し</p> <p>・住民票抄本を添付してください。</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p> <p>・マイナンバーの記載のないものを添付してください。</p>	
11	<p>■土地の登記事項全部証明書</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p>	
12	<p><土地の所有権を有しない場合></p> <p>■土地を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）</p>	
13	<p>■土地の公図の写し</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p>	
14	<p>■建物の登記事項全部証明書</p> <p>・提出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。</p>	
15	<p><建物の所有権を有しない場合></p> <p>■建物を使用する権原を有する書類（賃貸借契約書等の写し）</p>	

(2) 変更

様式第三十五号の三 (第十三条の四関係)

有害使用済機器保管等変更届出書

2018年 9月30日

(宛先)

〇〇環境管理事務所長

届出者

住 所 埼玉県さいたま市浦和区〇〇1-1-1
株式会社 ×× ××
氏 名 代表取締役 埼玉 一郎 代表
者印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-***-***

2018年4月30日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。)	代表取締役の変更 〇〇〇〇	□□□□

変更する事項の内容 (規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由 代表者の新任退任

変更予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

備 考

- 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

※ 変更事由に応じて、(1) 保管等の添付書類を提出してください。

(3) 廃止

様式第三十五号の四 (第十三条の十一関係)

有害使用済機器保管等廃止届出書

2018年 9月30日

(宛先)

〇〇環境管理事務所長

届出者

住 所 埼玉県さいたま市浦和区〇〇1-1-1
株式会社 ×× ××
氏 名 代表取締役 埼玉 一郎 代表
者印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-***-***

2018年4月30日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業の範囲	処分（再生を含む）の廃止
廃止の理由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
備考	1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

6 届出書の提出先

届出書は、有害使用済機器の保管等を行う事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に提出してください（環境管理事務所の管轄市町村は次ページ参照）。

提出に当たっては、事前に電話連絡をお願いします。

なお、事業場がさいたま市、川越市、川口市及び越谷市の場合は、各市の担当課にお問い合わせください。

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	048-822-5199
西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	350-1124	川越市新宿町1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4階)	049-244-1250
東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	355-0024	東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所 生活環境担当	368-0042	秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	0494-23-1511
北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	360-0031	熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	048-523-2800
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	048-966-2311
東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁第三庁舎2階)	048-830-3135
審査担当			048-830-3133

有害使用済機器の保管等を行う事業場の所在地がさいたま市、川越市、川口市、越谷市の場合の連絡先	
さいたま市	担当課 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課 電 話 048-829-1608 [直通] 住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
川越市	担当課 川越市環境部産業廃棄物指導課 電 話 049-239-7007 [直通] 住 所 川越市大字鯨井782番地3
川口市	担当課 川口市環境部産業廃棄物対策課 電 話 048-228-5380 [直通] 住 所 川口市朝日4-21-33
越谷市	担当課 越谷市環境経済部産業廃棄物指導課 電 話 048-963-9188 [直通] 住 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

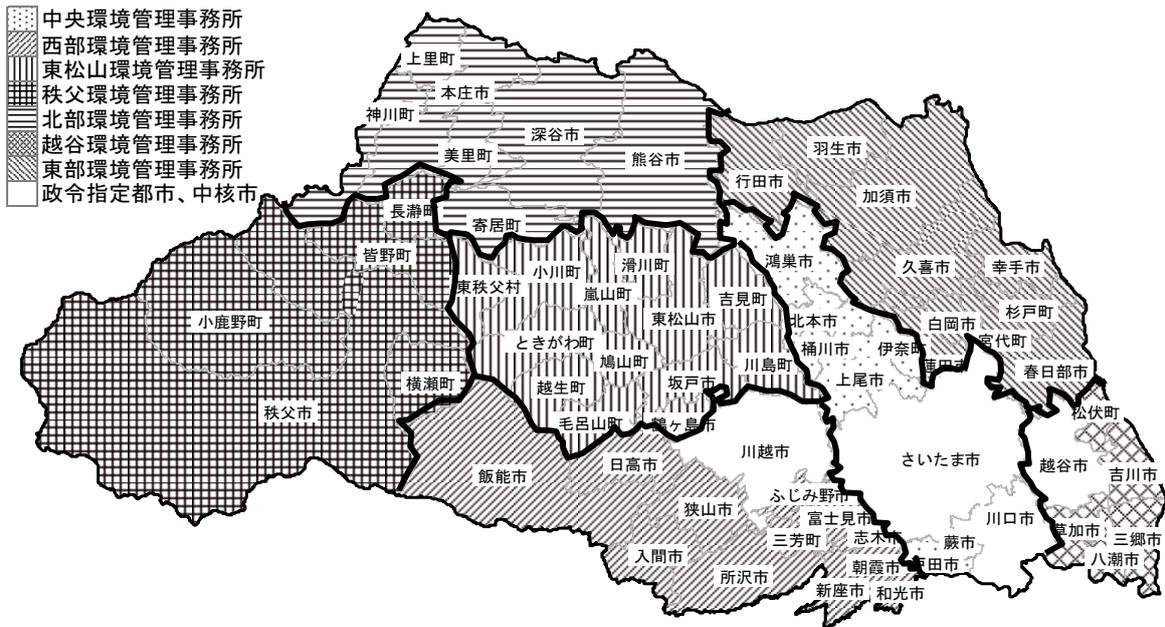


図7 環境管理事務所 管轄図

環境管理事務所	管轄する市町村
中央環境管理事務所	鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

※さいたま市、川越市、川口市及び越谷市の場合は、各市の担当課にお問い合わせください。